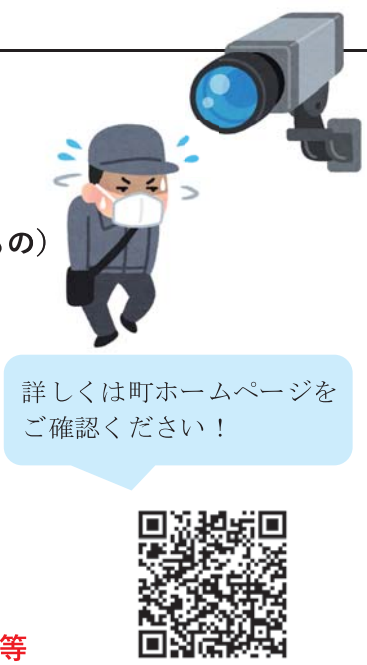


家庭用防犯カメラ設置事業補助金を始めます！

町内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりを目的として、町内の住宅（共同住宅及び借家を除く）に家庭用防犯カメラを設置した方に対し、予算の範囲内で設置費用を補助します。

対象者	以下の条件に全てあてはまる者 ①本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者 ②家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者又は所有者の同意を得ている者 ③町税及び町の国民健康保険税を滞納していない世帯の者
補助金額	補助対象経費（消費税を含む）に2分の1を乗じて得た額（上限20,000円） ※補助金の交付は、1世帯につき1回限り
提出書類	①補助金交付申請書兼請求書（町指定様式） ②領収書（次の内容が記載されているもの） ア 領収日（令和7年4月以降のもの） イ 領収金額（防犯カメラの設置に係る総額がわかるもの） ウ 購入店 エ 宛名（家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者 又は所有者の同意を得ている者） ※原本をお持ちください。 ③振込口座（申請者名義のもの）が確認できる書類 （通帳またはキャッシュカードの写し） ④本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等） ⑤防犯カメラ等の設置場所の位置図及び設置前・後の写真等
問 合 せ	総務課 ☎ 2 1 1 1



戸籍に振り仮名の記載を行います！

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。そのため、令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。

振り仮名が誤っていた場合は必ず届出を行うようお願いいたします。なお、通知の振り仮名が正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。また、届出には手数料は一切かからず、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。詐欺に御注意ください。

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPで御案内していますので、御参照ください。

●法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

